



# 長野県報

3月31日(月)  
平成20年  
(2008年)  
第1952号

## 目次

### 規 則

農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) .....	2
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課) .....	2
長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部改正(障害福祉課) .....	2
長野県立病院管理規則の一部を改正する規則(県立病院課) .....	2
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(ものづくり振興課) .....	3
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(高校教育課) .....	9

### 告 示

消防施設整備事業補助金交付要綱の一部改正(消防課) .....	10
平成17年長野県告示第91号(長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書きの規定により口頭により請求することができる記録情報の一部部改正(情報公開・法務課) .....	10
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) .....	11
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) .....	12
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) .....	12
長野県遊泳用プール指導要綱の制定(食品・生活衛生課) .....	12
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定(水環境課) .....	22
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策課) .....	22
森林造成事業補助金交付要綱の一部改正(森林整備課) .....	22
都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課) .....	22
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路管理課) .....	23
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	23
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	23
洪水予報を行う河川の指定の一部改正(河川課) .....	24
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	24
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(7件)(砂防課) .....	24
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(7件)(砂防課) .....	26
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(7件)(砂防課) .....	28
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(7件)(砂防課) .....	30
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課) .....	32
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課) .....	32
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更(会計課) .....	33
昭和44年長野県公営企業告示第1号(地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関の指定)の一部改正(経営企画課) .....	33
長野県選挙管理委員会規程の一部改正(選挙管理委員会) .....	33

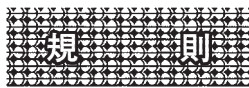
### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) .....	33
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) .....	33
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農地整備課) .....	34
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) .....	34
都市計画事業の認可(都市計画課) .....	34
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課) .....	34
宅地建物取引業法に基づく業務の停止(建築管理課) .....	35

### 訓 令

県営林の管理等に関する規程の一部改正(林業振興課) .....	35
---------------------------------	----

正誤(河川課) .....	35
---------------	----



農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第 7 号

農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業改良普及手当に関する規則(昭和40年長野県規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林業普及指導手当に関する規則

第1条中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

第2条第1号中「専門技術員事務代理を命ぜられた者を含む」を「農業技術課に勤務する者を除く」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第2号中「。以下同じ」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 林業専門技術員の職にある職員(信州の木振興課に勤務する者を除く。)及び林業改良指導員の職にある職員

第3条中「第40条の2第1項第1号又は第2号」を「第40条の2第1項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年5月1日から施行する。

(財務規則の一部改正)

2 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第136号の給料及び諸手当用中

「農 改 手 当」を「農林業普及指導手当」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

3 特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「基づく農林業改良普及手当」を「よる農林業普及指導手当」に改める。

人 事 課

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第 8 号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和35年長野県規則第34号)の一部

を次のように改正する。

第8条を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第 9 号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和49年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第16条中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第10号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則(昭和39年長野県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の長野県立須坂病院の項中「外科」を「感染症内科 外科」に改め、同表の長野県立木曽病院の項中「消化器科 循環器科」を「消化器内科 循環器内科」に改める。

第3条の表中「184人」を「139人」に改める。

第12条第1項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

県立病院課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第11号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)

区	分	単 位	手数料の額
繊維	1 製糸試験		円
	(1) 強伸度試験	1 件	2,000
	(2) 練減試験	〃	5,600
繊維	2 繊維試験		
	(1) 綿ふとんわた		
	ア 白色度試験	〃	700
	イ 比容積試験	〃	1,100
	ウ 圧縮弾性試験	〃	2,800
	エ きょう雑物試験	〃	1,800
	オ 保温率試験	〃	1,800
	(2) 繊維、糸又は高分子材料		
	ア 番手織度試験	〃	700
	イ 水分率試験	〃	1,100
	ウ 検ねん試験	〃	1,100
	エ けん縮率試験	〃	1,100
	オ 収縮率試験	〃	1,800
	カ 伸長弾性回復試験	〃	3,600
	キ 強伸度試験	〃	2,200
	ク 摩擦係数試験	〃	2,800
	ケ 摩耗試験	〃	4,500
	コ 燃焼性試験	〃	5,400
	サ 糸加工試験	〃	3,900
	(3) 布はく		
	ア 測色試験	〃	800
	イ 密度試験	〃	1,600
	ウ 収縮率試験	〃	2,300
	エ はく離強さ試験	〃	1,800
	オ 曲げ硬さ試験	〃	1,800
	カ 強伸度試験	〃	2,100
	キ 圧縮弾性率試験	〃	3,900
	ク 伸長弾性回復率試験	〃	4,000
	ケ 滑脱抵抗力試験	〃	4,600
	コ ピリング試験	〃	4,200
	サ 引裂き試験	〃	1,300
	シ 破裂試験	〃	1,200
ス 摩耗試験	〃	4,200	
セ 静電気試験	〃	1,900	
ソ 通気性試験	〃	1,800	
タ 防水度試験	〃	1,100	
チ 防しわ度試験	〃	4,400	
ツ 保温率試験	〃	6,500	
テ 単位面積当たりの質量試験	〃	1,400	
ト 組織分解試験	〃	7,500	
繊維	3 染色試験		
	(1) 染料試験		
	ア 性状試験	〃	2,800
	イ 部属鑑定試験	〃	2,800
	(2) 繊維処理剤試験	〃	2,100
	(3) 染色加工試験		
	ア 精練及び漂白試験	〃	1,500

	イ 染色試験	〃	2,200
	ウ 仕上試験	〃	1,900
	エ 樹脂加工試験	〃	4,200
(4)	染色堅ろう度試験		
	ア 耐光試験		
	(7) カーボンアーク燈型耐光試験機によるもの	〃	1,500
	(4) キセノンフェードメーターによるもの	〃	3,000
	イ ガス退色試験	〃	4,800
	ウ 水試験	〃	1,600
	エ 洗濯試験	〃	1,500
	オ ドライクリーニング試験	〃	1,700
	カ 熱湯試験	〃	1,500
	キ 汗試験	〃	1,800
	ク 摩擦試験	〃	1,300
	ケ ホットプレッシング試験	〃	1,500
	4	繊維鑑別混用率試験	1件1成分
木工	1 材料強度試験		
	(1) 加工を要するもの	1試験片	900
	(2) 加工を要しないもの	〃	600
	2 材料物性試験		
	(1) 測定試験		
	ア 色差光沢	1 件	1,100
	イ 寸法変化	〃	2,600
	(2) 木材含水率試験	1試験片	1,000
	(3) 顕微鏡写真試験	フィルム1枚	1,200
	(4) 低温特性試験	1 時間	3,400
	(5) 放射特性試験	1 件	5,600
	(6) 振動モード測定試験	〃	7,100
	3 塗料塗膜試験		
(1) 塗料物理的性質試験	〃	700	
(2) 塗膜物理的性質試験	〃	700	
4	製品強度試験	〃	2,300
機械金属	1 材料強度試験		
	(1) 硬度試験		
	ア ブリネル	1件(測定回数3回までごとに1件とする。)	1,000
	イ ビッカース	〃	2,000
	ウ マイクロビッカース	〃	2,300
	エ ロックウェル	〃	1,500
	オ 超微小押込み	1 件	2,200
	(2) 引張試験、圧縮試験、抗折試験又は塑性試験		
	ア 伸び又はたわみの測定を要するもの	〃	2,300
	イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの	〃	2,100
	ウ 耐力の測定を要するもの	〃	5,100
	(3) 衝撃試験		
	ア 試験温度零度から常温のもの	〃	2,300
イ ア以外のもの	〃	3,400	
(4) 金属材料曲げ試験	〃	1,800	
(5) ひずみ試験	〃	4,600	
(6) 熱衝撃試験	〃	5,200	
(7) 構造解析			
ア コンピュータエイディッドエンジニアリングシステムによるもの			

(7) 二次元モデルの解析による場合				(6) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの			
a モデル作製	〃	8,200		ア 静滴法による場合	〃	12,000	
b 静解析による場合	〃	6,800		イ 押し出し液滴法による場合	〃	124,000	
c b以外の解析による場合	〃	12,000		(7) デジタル顕微鏡によるもの	〃	1,200	
(4) 三次元モデルの解析による場合				3 熱処理試験			
a モデル作製	〃	12,000		(1) 表面硬化熱処理	1 時間	4,400	
b 静解析による場合	〃	13,000		(2) 真空熱処理炉によるもの	〃	6,900	
c b以外の解析による場合	〃	25,000		(3) 表面被膜試験	1 件	62,000	
(9) データ変換	〃	6,100		(4) 放電プラズマ焼結炉によるもの	1 時間	18,000	
イ 紙積層モデル評価装置によるもの	1 件(紙積層1センチメートルまでごとに1件とする。)	4,900		(5) 超臨界脱脂装置によるもの	〃	7,200	
(8) 疲労試験				4 鋳物砂試験			
ア 試験周波数が100ヘルツを超えるもの	1 件(100万回までごとに1件とする。)	8,500		(1) 粒度分布	1 件	1,400	
イ 試験周波数が100ヘルツ以下のもの	1 時間	3,300		(2) 水分	〃	800	
(9) 弾性率測定試験	1 件	3,300		5 寸法・形状精密測定試験			
(10) 製品分解性試験				(1) 長さ測定試験			
ア 試験温度常温のもの	〃	2,000		ア 精度 $\frac{1}{2,000}$ ミリメートル以上を要するもの	1 測定箇所	1,800	
イ 恒温槽を用いるもの	〃	2,000		イ 精度 $\frac{1}{1,000}$ ミリメートル以上を要するもの	〃	1,500	
2 材料組織試験				ウ 精度 $\frac{1}{100}$ ミリメートル以上を要するもの	〃	800	
(1) 金属顕微鏡によるもの				(2) 角度測定試験	〃	1,800	
ア 鉄系金属	〃	4,700		(3) 形状測定試験			
イ 非鉄系金属	〃	6,400		ア 形状測定機によるもの	1 件	1,400	
(2) 走査型電子顕微鏡によるもの				イ 非接触形状測定装置によるもの	1 件(測定点10万点までごとに1件とする。)	3,300	
ア レプリカ試料	〃	10,000		(4) 表面粗さ測定試験			
イ 直接観察試料	〃	10,000		ア 表面粗さ測定機によるもの	1 件	1,400	
(7) 表面形状観察による場合				イ 非接触三次元表面測定装置によるもの	〃	4,000	
a 倍率3万倍未満	〃	2,800		(5) 真円度測定試験			
b 倍率3万倍以上	〃	7,500		ア 真円度測定機によるもの	〃	700	
(4) 走査透過像観察による場合	〃	16,000		イ 万能円筒形状測定機によるもの	〃	2,000	
(9) エネルギー分散定性分析による場合	〃	7,100		(6) 三次元測定試験			
(1) エネルギー分散面分析による場合	〃	14,000		ア 精密万能三次元測定機によるもの			
ウ 断面観察試料				(7) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度又は平面度			
(7) ガラス等の高硬度材の研磨による場合				a スキャニング測定による場合	1 測定箇所	8,100	
a 倍率3万倍未満	1 測定箇所	11,000		b a以外の場合	〃	4,400	
b 倍率3万倍以上	〃	15,000		(4) カーブ	1 件(測定点50点までごとに1件とする。)	6,500	
(4) (7)以外の場合				(9) カーブ測定用設計値の入力	1 件(入力点50点までごとに1件とする。)	6,900	
a 倍率3万倍未満	〃	7,000		イ 三次元測定機によるもの			
b 倍率3万倍以上	〃	10,000		(7) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度又は平面度	1 測定箇所	2,000	
(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	1 件	5,400					
(4) 透過型電子顕微鏡によるもの							
ア 形態・構造撮影による場合	〃	118,000					
イ 電子線回折像撮影による場合	〃	116,000					
ウ STEM像撮影による場合	〃	114,000					
(5) 走査型レーザー顕微鏡によるもの							
ア 常温観察	〃	2,200					
イ 高温観察	〃	4,200					

(イ) カーブ	1件(測定点50点までごとに1件とする。)	2,400		よるもの ウ 顕微鏡熱画像装置によるもの	〃	3,400
(ウ) カーブ測定用設計値の入力	1件(入力点50点までごとに1件とする。)	2,000		9 電気特性試験 (1) 部品 ア 抵抗値試験	1件(5試料までごとに1件とする。)	1,400
ウ 非接触三次元形状測定機によるもの	1 件	3,600		イ インピーダンス試験	〃	1,300
(7) ねじ測定試験				ウ TDRインピーダンス試験	〃	3,700
ア 外径	〃	1,200		エ 高周波特性試験	〃	1,800
イ 有効径、ピッチ又は山角	〃	1,500		オ その他の試験	〃	1,800円以上 13,000円以下の範囲内で知事が定める額
(8) 光学測定試験				(2) 機器又は材料 ア 磁気特性試験		
ア 収差	〃	3,000		(7) 振動試料型磁化特性試験	1 件	9,700
イ 球面半径	〃	4,100		(イ) キュリー点測定試験	〃	25,000
ウ 平面、球面又は円筒面の形状	〃	2,600		(ウ) 周波数可変型磁化特性試験	1件(試験条件を変更して行う場合において、試験条件ごとに1件とする。)	5,100(試験条件を変更して行う場合には、変更後について1,500)
エ 分光反射・透過率測定	〃	2,500		(エ) 磁場解析	1 件	5,000
(9) その他の試験				イ 熱電特性試験	〃	30,000
ア 測定時間が30分未満のもの	〃	1,100		ウ イオンマイグレーション試験	1件(5時間までごとに1件とする。)	4,600円と200円に測定点数を乗じて得た額との合計額
イ 測定時間が30分以上60分未満のもの	〃	2,200		エ 信号特性試験	1 件	5,700
ウ 測定時間が60分以上2時間未満のもの	〃	3,300		オ 撮影情報解析試験 (7) 単純撮影素材	1件(1映像300フレーム解析点10点までごとに1件とする。)	21,000
6 表面処理測定試験				(イ) 特殊撮影素材	〃	26,000
(1) 厚さ測定試験				カ 組み機器動作試験	1件(入力パターンの組合せ1,000件までごとに1件とする。)	8,000
ア 金属顕微鏡によるもの	1 測定箇所	2,800		キ 電磁界解析試験		
イ エックス線膜厚計によるもの	〃	2,200		(7) モデル作製	1 件	10,000
(2) 強度測定試験				(イ) 電磁界解析	1件(解析条件を変更して行う場合において、解析条件ごとに1件とする。)	19,000(解析条件を変更して行う場合には、変更後について12,000)
ア 引っかき硬さ	〃	2,800		ク その他の試験	1 件	1,800円以上 12,000円以下の範囲内で知事が定める額
イ 耐摩耗度	1 件	1,700				
7 非破壊試験						
(1) エックス線探傷試験	フィルム1枚	1,700				
(2) 超音波探傷試験	1 測定箇所	5,900				
(3) エックス線回折試験						
ア 測定範囲が直径1ミリメートル以下のもの	1 件	22,000				
イ 測定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの	〃	6,500				
(4) エックス線残留応力測定試験						
ア 測定範囲が直径1ミリメートル以下のもの	1 測定箇所	14,000				
イ 測定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの	〃	3,300				
(5) エックス線画像処理試験	1 件	2,600				
(6) マイクロフォーカスエックス線透過試験						
ア 透過撮影によるもの	1 測定箇所	3,900				
イ CT撮影によるもの	〃	7,900				
8 振動・周波数測定試験						
(1) 振動測定	〃	900				
(2) 振動騒音測定	〃	1,300				
(3) 周波数測定	〃	1,200				
(4) 音響特性試験	〃	1,800				
(5) マイクロダイナミクス測定試験						
ア 顕微鏡レーザー振動計によるもの	〃	4,700				
イ 高速動作解析装置によるもの	〃	3,900				

10 環境試験								
(1) 低温試験	1件(10時間までごとに1件とする。)	4,300			イ ア以外の計器	する。)		
(2) 高温試験	〃	3,200			(7) 精度 $\frac{2}{1,000}$ 以上のもの	〃	5,900	
(3) 恒温恒湿試験	〃	4,300			(4) 精度 $\frac{25}{1,000}$ 以上のもの	〃	2,700	
(4) 温湿度サイクル試験	〃	4,400			(3) 電気測定器校正試験			
(5) 高度加速寿命試験	〃	3,700			ア 精度 $\frac{1}{100,000}$ 以上を要するもの	〃	10,000	
(6) 冷熱衝撃試験	〃	7,400			イ 精度 $\frac{1}{10,000}$ 以上を要するもの	〃	5,500	
(7) 振動試験	1件(1時間までごとに1件とする。)	5,600			ウ 精度 $\frac{1}{1,000}$ 以上を要するもの	〃	3,200	
(8) 衝撃試験					エ 精度 $\frac{1}{100}$ 以上を要するもの	〃	2,100	
ア のこぎり波形による場合	1件(衝撃回数3回までごとに1件とする。)	7,000						
イ 正弦波形による場合	〃	4,000						
(9) 浸せき試験	1件	1,100						
(10) 塩水噴霧試験	1件(24時間までごとに1件とする。)	2,700						
(11) キャス試験	〃	2,500			13 電磁波雑音測定試験			
(12) ガス腐食試験	1件(4時間までごとに1件とする。)	7,500			(1) 機器から放出される電磁波雑音の測定試験			
(13) ウェザー試験	1件(2時間までごとに1件とする。)	6,000			ア 機器の一边が1メートル未満のもの	1件(動作条件を変更して行う場合は、動作条件ごとに1件とする。)	31,000(動作条件を変更して行う場合は、変更後について20,000)	
(14) オゾン劣化試験	1件(1時間までごとに1件とする。)	3,000			(7) 放射雑音測定試験	〃	13,000(動作条件を変更して行う場合は、変更後について8,800)	
(15) 結露サイクル試験	1件(5時間までごとに1件とする。)	4,600			(4) 伝導雑音測定試験	〃	17,000	
(16) 複合サイクル試験	1件(8時間までごとに1件とする。)	6,200			(7) 雑音電力測定試験	1件	17,000	
					イ 機器の一边が1メートル以上のもの			
11 工作機械精度測定試験					(7) 放射雑音測定試験	1件(動作条件を変更して行う場合は、動作条件ごとに1件とする。)	44,000(動作条件を変更して行う場合は、変更後について25,000)	
(1) 静的精度測定	1測定項目	1,200			(4) 伝導雑音測定試験	〃	13,000(動作条件を変更して行う場合は、変更後について8,900)	
(2) 動的精度測定	1台	4,100						
12 試験機・計測器精度測定試験					(2) 外部からの電磁波雑音に対する耐性評価試験			
(1) 計測機					ア 静電気イミュニティ試験	1件	7,300	
ア マイクロメーター、ダイヤルゲージ又はノギス	1件	1,400			イ 放射電磁界イミュニティ試験			
イ マイクロメーターヘッド又はダイヤルゲージテスター	1件(1試験項目5試験点までごとに1件とする。)	2,600			(7) TEMセルによるもの	〃	17,000	
ウ ブロックゲージ					(4) 電波暗室によるもの	〃	38,000	
(7) 絶対測定	1件	6,800						
(4) 比較測定	〃	1,600						
エ プラグゲージ又はリングゲージ	〃	2,000						
(2) 電気指示計器校正試験								
ア 電力計	1件(1試験項目5試験点までごとに1件と	6,400						







	ア 静的粘弾性測定装置によるもの	〃	12,000
	イ 動的粘弾性測定装置によるもの	〃	14,000
(8)	粒度分布	〃	12,000
(9)	腐食性		
	ア 電気化学測定法による場合	〃	11,000
	イ 走査振動電極法による場合	〃	13,000
(10)	微粒子粒度分布	〃	1,600
5	生体計測試験		
(1)	脳波計測	〃	2,400
(2)	血圧測定	〃	2,300
(3)	血流測定	〃	1,800
(4)	心電図測定	〃	1,900
(5)	呼吸代謝測定		
	ア トレッドミルを使用する場合	〃	3,400
	イ トレッドミルを使用しない場合	〃	3,100
(6)	筋電図測定	〃	1,900
(7)	関節角度測定	〃	1,700
(8)	体圧分布測定	〃	2,100
(9)	音質評価試験	〃	2,700
(10)	床反力測定	〃	2,400
(11)	動作計測		
	ア 二次元計測による場合	〃	2,000
	イ 三次元計測による場合	〃	3,200
(12)	眼球運動測定	〃	2,500
試料前処理	作業時間が30分未満のもの	〃	1,800
	作業時間が30分以上60分未満のもの	〃	3,600
成績表作成	作成時間が5分未満のもの	〃	300
	作成時間が5分以上10分未満のもの	〃	600
	作成時間が10分以上30分未満のもの	〃	1,800
成績表謄本又は証明書		1 枚	600

- (備考) 1 機械金属の項の1の(8)のイの試験における1時間を超える手数料の額は、その超える1時間について、1,500円とする。
- 2 機械金属の項の2の(2)のウの試験における同一断面について1測定箇所を超える手数料の額は、その超える1測定箇所について、同ウの(7)のa及び(4)のaにあっては3,000円、同ウの(7)のb及び(4)のbにあっては7,500円とする。
- 3 機械金属の項の2の(6)のイの試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、12,000円とする。
- 4 機械金属の項の5の(6)のイ(ウを除く。)の試験における同一プログラムで測定可能な1測定箇所又は1件を超える手数料の額は、その超える1測定箇所又は1件について、同イの(7)にあっては1,000円、同イの(4)にあっては1,200円とする。
- 5 機械金属の項の10の(10)、(11)及び(14)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(10)にあっては1,900円、同(11)にあっては1,800円、同(14)にあっては1,200円とする。

- 6 機械金属の項の11の(1)の試験における1測定項目を超える手数料の額は、その超える1測定項目について、300円とする。
- 7 化学等の項の1の(1)のア、キ及びサ((イを除く。))の機器による分析における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同アの(7)にあっては10,000円、同アの(4)にあっては5,200円、同アの(ウ)にあっては7,200円、同キの(7)にあっては6,500円、同キの(4)にあっては8,600円、同キの(ウ)にあっては13,000円、同キの(イ)にあっては38,000円、同サの(7)のaの(a)にあっては7,900円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,300円を加算した額、同aの(b)にあっては7,900円、同(7)のbの(a)にあっては16,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,300円を加算した額、同bの(b)にあっては16,000円、同サの(ウ)のaにあっては14,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,300円を加算した額、同(ウ)のbにあっては14,000円、同サの(イ)のaにあっては36,000円、同(イ)のbにあっては62,000円とする。
- 8 化学等の項の2の(1)のウ及びエの試験における同一試料について1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同ウにあっては4,700円、同エにあっては6,300円とする。
- 9 化学等の項の3の(4)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、1,000円とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「長野県中野立志館高等学校及び」を削り、同条第2項を削る。

別表第1の長野県箕輪工業高等学校の項を次のように改める。

長野県箕輪進修高等学校	普通科 総合工学科	普通科 機械科 クリエイト 工学科	
-------------	--------------	----------------------------	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

高校教育課